

産婦健康診査を実施される医療機関等の方へのお願い

糸島市では、令和5年7月1日以降に糸島市民が受ける産婦健康診査の助成を実施します。糸島市が委託する医療機関等以外で産婦健康診査を受診された場合には、一定条件を満たした場合に償還払い（払い戻し）にて対応しております。下記をご確認いただき、産婦健康診査を実施していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

●対象者

以下のすべてにあてはまる人です。

1. 産婦健康診査受診日時点で、糸島市に住民登録のある人
2. 出産後8週未満の人

●健診内容

1. 問診（生活環境、授乳状況、育児不安、既往歴、服薬歴等）
2. 診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
3. 体重・血圧測定
4. 尿検査（蛋白・糖）
5. エジンバラ産後うつ病質問票（貴院で利用されている様式または添付様式をご利用ください）
6. 赤ちゃんへの気持ち質問票（貴院で利用されている様式または添付様式をご利用ください）

注）全ての健診内容を実施していない場合は、助成の対象とならない場合があります。

ただし、対象者の状況（主に外国語を用いる方など内容の理解が難しい場合等）によっては実施しないこともできます。その場合は、実施しない理由を助成券にご記入ください。

●行政による支援が必要と判断された場合

「情報提供書」、「エジンバラ産後うつ病質問票」、「赤ちゃんへの気持ち質問票」それぞれのコピーを糸島市子育て世代包括支援センターいとハピへ送付してください。

【送付先】

糸島市子育て世代包括支援センターいとハピ

住 所：〒819-1105 福岡県糸島市潤一丁目22番1号

開所時間：8時30分～17時15分（日・月・国民の祝日・休日・年末年始を除く）

電 話：092-324-9994

●糸島市へ情報提供を行う場合の目安

1	エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）の合計点数が9点以上で、育児や生活の困難から支援が必要と判断される場合（特にサポートする人がいない場合）
2	エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）の質問項目10が1点以上で、自傷・自殺のリスクから支援が必要と判断される場合
3	赤ちゃんへの気持ち質問票の合計点数が3点以上で、他の問診項目と総合して育児困難に対して特に支援が必要と判断される場合
4	産後の気分の変化が続いている場合や精神疾患の既往がある場合、家族のサポートがない場合、若年、生活困窮者である場合など、医師が総合的な評価により継続した支援が必要と判断される場合